

北海道 2025 年第 1 回定例会（2 月 19 日～3 月 18 日）

北海道議会議員 石川 佐和子

2025 年度北海道一般会計予算、各会計予算、24 年度一般会計補正予算、各会計補正予算のほか、北海道こども基本条例、北海道食品ロス削減条例など 58 議案、「インターネット、SNS を利用した犯罪被害の防止対策並びに誹謗中傷等の抑止及び被害者救済を求める意見書」等の 5 意見書案が可決されました。総額 3 兆 505 億円の 25 年度一般会計予算には半導体産業の人材育成・研究拠点の整備事業費などを計上。しかし、保健福祉費や人件費など毎年決まっている支払いが歳出の 7 割を占める中、460 億円の赤字を財政調整基金の取り崩しで穴埋めしている現状。借金返済割合の実質公債費比率は 25 年度で 20%と厳しく、今後も収支不足が続くと予想されており、財政健全化の取り組みが喫緊の課題です。

予算特別委員会 第 2 分科会（環境生活部 3/12 教育委員会 3/13） 抜粋	
質 問	答 弁
1. アライグマによる被害状況と駆除対策について (1) 農業被害について アライグマは北米原産の特定外来生物であり、北海道において、農作物被害や生態系に悪影響をもたらしている状況と聞いている。道が把握をしているアライグマによる農業被害の状況について伺う。 (2) 今後の駆除対策について 市町村では箱ワナの貸出など、アライグマの駆除に対し支援をしていると聞いている。全道的に生息範囲が広がっている状況を考え、現在の市町村の取組を支援するなどバックアップをし、駆除を徹底すべきと考えるが、今後の道の取り組みについて伺う。	1. (1)（野生動物対策課長） 農業被害額については、2018 年度以降は 1 億円を超え、直近の 2023 年度には過去最高となる 1 億 7 千 4 百万円となっており、作物別では、スイートコーンが 4 千 4 百万円と全体の 25%を占め、次いでカボチャやトマトなどの果菜類が 3 千 6 百万円、メロンなどの果物類が 1 千 6 百万円となっており、これら 3 種で全体の半分以上を占めている。 (2)（野生動物対策担当局長） 来年度は、わなの設置環境や餌の誘引効果など、新たな効果的・効率的な捕獲技術を検証する事業や、4 振興局で捕獲技術研修会を継続するほか、地域での捕獲対策を支援するため 2023 年に策定したアライグマ捕獲プログラムを活用して、複数市町村の連携によるモデル事業を空知、日高、十勝の 3 振興局において引き続き実施する。また、モデル事業の成果を各地に波及させるため、今年度から実施している、捕獲圧が低い市町村境界などの捕獲空白地帯での道による試験捕獲の効果検証のほか、被害の顕著な 6 振興局で取り組んでいる広域連携による捕獲手法の検討において、より効果的な捕獲の実践に努めるとともに、国に対し必要な交付金が確保されるよう要望するなど、アライグマの根絶を目指し、対策の強化に取り組む。
2. 交通安全対策について (1) 交通死亡事故の現状について 道は「全道交通死亡事故多発警報」を発表したが、この発表後も死亡事故が複数あったということから、警報期間を 7 日間延長したとのこと。道内の交通死亡事故数と例年との比較、また全国の状況について併せて伺う。 (2) 交通事故防止に向けた今後の取り組み 今後、交通事故を防ぐために、どのように取り組んでいくのか伺う。	2. (1)（交通安全担当課長） 道警察によると、道内の 2 月 28 日時点における交通事故による死者数は 25 人であり、前年同時期と比較し、16 人増加しており、過去 5 年では最も多くなっている。また、警察庁によると、全国の同日時点における交通事故死者数は 423 人で、前年同時期と比較し、18 人増加している。 (2)（くらし安全局長） 今後も、事故が増加傾向にある場合などには、必要に応じて、その特徴などの詳しい情報を発信し、車を運転される方に対してはスピードダウンや歩行者優先意識の徹底を呼びかけるとともに、歩行者等の皆様には、自転車の安全利用や交通ルール の 遵 守 についてわかりやすく伝えるなど、多くの人や車が行き交う大型商業施設や幹線道路付近などでの啓発はもとより、SNS、道路情報板、ラジオ放送を活用して注意喚起の取組を強化し、関係機関・団体の皆様と連携して、交通事故の防止に向け取り組んでいく。
3. 道立自然公園のトイレについて 冬に閉鎖をしている道立公園のトイレでは、裏側などで用を足したりする痕跡があり、管理には苦慮をしている。というお話も伺っている。トイレなど整備については利用する道民等も交え、自然公園の価値をどう守るかも含めて検討をしていくべきと考えるが、道の認識と今後の取り組みについて伺う。	3.（自然環境局長） 自然公園の施設の整備や改修、維持管理にあたりましては、施設の老朽化や利用の実態はもとより、地元市町村や期成会など地域の要望や利用される方々のご意見なども踏まえ、効果的、計画的に実施していくことが必要です。道としては、引き続き、施設の利用状況や地元の要望、安全性などを十分に勘案しながら、道内における公園施設の適切な維持管理と整備に向け、国に対して、必要な予算の確保を求めるなど、自然公園の保護と利用の促進に努める。
4. アイヌ施策について (1) アイヌ施策推進法の見直しについて アイヌ生活実態調査結果を踏まえ、アイヌ差別を禁止しているアイヌ施策推進法の実効性を高めるため、差別禁止の方策を盛り込むなど、推進法の見直しを国に提案するべきと考えるが、認識と対応について伺う。 (2) 今後のアイヌ政策の取り組みについて 知事は「ヘイトスピーチはあってはならない」と日頃から発言をされているが、改めてアイヌへのヘイトスピーチに対する道の認識について伺う。また、先住民族である多くのアイヌの人々が暮らしている北海道として、アイヌ差別をなくし、民族としての尊厳が回復されるために具体的な方策をすすめるべきと考えるが、今後の取り組みについて伺う。	4. (1)（アイヌ政策推進局長） アイヌ施策推進法は、2019 年度に施行され、国では現在、法施行 5 年経過後の施行状況の検討を行うため、道内各地において、アイヌの方々との意見交換会を実施しており、道においても、職員が各地域の意見交換会に参加をし、アイヌの方々のご意見などを幅広く伺っているところ。道としては、国による検討にあたりましては、北海道アイヌ協会など関係団体とも連携し、地域のアイヌの方々から寄せられた意見等に充分に配慮するよう、国に伝えていく。 (2)（アイヌ政策監） アイヌであることを理由とした差別は、決して許されないものであり、アイヌの方々に対する正しい理解を通じ、差別の解消を図ることが重要と認識している。道では、これまで児童・生徒に対するアイヌに関する教育の充実や、専門家やアイヌ民族の方を講師にお招きしたフォーラムの開催など、アイヌの方々への正しい理解が進むよう、各般の施策に取り組んできた。 道としては、引き続き、こうした取り組みを推進するとともに、来年度末に期限を迎える「北海道アイヌ政策推進方策」に代わる次期方策の策定に向けた有識者や学識者、アイヌ当事者による検討会議において、アイヌの方々への理解を深める施策等についても検討を進め、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に努める。
5. 公立夜間中学校について (1) さらに設置に向けた取り組みについて 公立夜間中学校の設置について、夜間中学等に関する協議会での意見交換を重ね、ニーズ把握の方法等を議論する、などの考え方をこれまで答弁で確認をさせていただいた。義務教育未修了者の 9 割が 70 歳以上であるという高齢化という課題がある中、公立夜間中学のさらなる設置に向けた取り組みは急がれると思うがいかがか伺う。	5. (1)（学校教育局長） 夜間中学の設置については、2020 年の国勢調査の結果では、道内の義務教育未修了者のうち、80 歳以上の方が全体の 90%、70 歳代が 5%となっており、こうした方々の中には、義務教育段階の学びを求めるニーズが一定程度あるものと考えている。道教委としては、広域分散型の本道において、義務教育段階の学びを求める方々に学習機会を保障するためには、市町村と連携して地域のニーズに応じた検討を進めていくことが大切と捉えており、今後も本道の地域特性を踏まえた夜間中学の在り方をはじめとする学習機会の確保について検討を進める。

(2) 設置数増加の考えについて 義務教育未修了者の方が道内に58,444人もおられ、また、不登校の生徒の受け皿にもなっている公立夜間中学の必要性は今後ますます増してくると思うが、この公立夜間中学の設置数を増やす考えはあるのか、伺う。 6. 定時制高校について 昨今、道内定時制高校には、不登校経験がある生徒や特別な支援が必要な生徒など、様々な入学動機や背景をもつ生徒が在籍している。今後、高校無償化による影響として公立離れの懸念が指摘されているが、多様な学びの場の一つとして、定時制高校の存在意義が高いことを踏まえ、定時制教育のさらなる充実に向け今後どのように取り組むのか伺う。 7. 日本語指導が必要な児童生徒への教育について (1) ボランティアに対する考え方について 日本語教育に向けた加配教員がまだまだ足りないという状況がある中、地域で活躍するボランティアの方々にも注目すべきと考える。 ボランティアの方々に参加をしての情報交流について確認をさせていただいたが、ボランティア同士の情報交換や学習する場が必要という声もある。こうした声に応え、確保する考えはあるのか伺う。 (2) 今後の日本語指導について 多様な母語への対応や教員加配など学校からの要望に十分に対応できていない状況がある中、日本語指導が必要な児童生徒への学習支援の体制構築は喫緊の課題だと考える。例えば、ボランティアとのこれまで以上の情報共有や支援の協働化など、支援が必要な児童生徒ひとり一人にきめ細かな支援ができる体制を早急に構築すべきと考えるが、どのように取り組むのか伺う。 8. 化学物質過敏症の児童生徒への対応について (1) 道立学校の取り組みについて 学校保健安全法に基づき、学校環境衛生基準では、例えばホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の検査を年1回行うとされている。そこで、道立学校の教室での揮発性有機化合物の検査について、実施の有無を含めて、どういう現状か伺う。 (2) 香害への対応について 「香害」は建材やワックス等の学校施設によるというよりも、児童生徒の洋服等に付着をしている柔軟剤や消臭スプレー等の臭いによるものだと言われており、新たな対策を要する問題として対応が必要と考えるが、道教委の認識を伺う。 (3) 今後の取り組みについて 北海道において、シックスクール対策マニュアルを策定し、化学物質過敏症の理解や換気の必要性の認識を共有するなど、誰もが安心して学ぶことができる学校の環境づくりを積極的に進めるべきと考えるが、道教委として、今後、どのように取り組んでいくのか伺う。 9. ビデオテープの「2025 年問題」について 道立図書館の貴重な財産である所蔵資料の価値をしっかりと保存をし、活用していくため、取り組みのタイムスケジュールを作成し、予算も確保すべきと考えるが、どのように取り組むのか伺う。	(2) (学校教育局長) 国においては、現在、夜間中学や学びの多様化学校の設置を促進しており、道内においては、学びの多様化学校について、一部の自治体で開設に向けた準備を進めているほか、複数の自治体で設置に向けた検討を行っている。道教委としては、他県で設置されている夜間中学に、学びの多様化学校を併設する事例もみられることを踏まえ、今後、協議会において、こうした事例もテーマに加えて協議するなどして、本道の地域特性を踏まえた夜間中学の設置の在り方について市町村と連携しながら検討を進めていく。 6. (指導担当局長) 高等学校は、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける、初等中等教育最後の教育機関として、その担う役割及び責任は極めて大きなものがあり、定時制課程についても、その教育を通じて、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばし、その後の高等教育機関や社会での活動へと接続させていくことが重要です。このため、定時制課程においては、多様な生徒が入学している実態にきめ細かく対応し、個々の生徒の状況に応じた学習活動や、日々の生徒指導、教育相談、将来を見通した進路指導など、多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動が行われている。道教委としては、引き続き、各学校に対し、生徒の多様なニーズに応えるため、一人一人に寄り添った、きめ細かな対応がなされるよう指導・助言するなどして、定時制教育の更なる充実に向けて取り組む。 7. (1) (学校教育局長) 道教委は、各地域の学校において日本語指導の支援に取り組まれているボランティアの方々が、児童生徒一人一人の文化的な背景や日本語の能力などに応じた適切な指導や支援に関する情報について、相互に共有することは、学校における効果的な支援を進めていく上で重要と考えており、今後も、引き続き、研修会等の中で教員や市町村教育委員会の担当者、各地域のボランティアの方々等によります情報交換の場を設け、日本語指導が必要な児童生徒への支援や、その支援に携わる方々のネットワークの充実を図っていく。 (2) (教育長) 本道では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加し、母語も多様化する中、各地域において、子どもたち一人一人が適切な指導や支援の下で、日本における生活の基礎を身に付け、能力を伸ばしていくことのできる環境を整備することが重要です。道教委としては、今後も、受入れ体制の整備などについて検討を行う協議会や、教員やボランティアの方々、市町村教育委員会の担当者等を対象とした研修会を開催いたしますほか、有識者による相談支援や実践事例の普及などを通して、本道の実情や課題について認識を共有するとともに、関係機関とも連携し、道内の全ての地域において、日本語指導が必要な児童生徒への教育の更なる充実が図られるよう取り組む。 8. (1) (指導担当局長) 国が定めた「学校環境衛生基準」では、各学校ごとに年1回、ホルムアルデヒドやトルエンなどの揮発性有機化合物の検査を行うとともに、新築、改築、改修や、新たな備品の搬入により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるときなどは、臨時に必要な検査を行うとされており、そのいずれにおいても、検査結果が基準値の2分の1を下回った場合には、それ以降、教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができることになっている。 本年度において、前年度の検査結果が基準値の2分の1を上回ったため検査を実施した道立学校は4校、新たな備品の搬入等で検査を実施した道立学校は27校であり、全ての学校で、基準を下回る結果となった。 (2) (指導担当局長) いわゆる香害については、現時点で、道教委として対応基準は定めていないが、近年、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があることは承知しており、消費者庁が作成した啓発ポスター「その香り困っている人もいます」の周知に努めるとともに、年度当初に開催する校長会議等の機会を活用し、いわゆる香害について、注意喚起や指導助言を行う。 (3) (学校教育監) 各学校においては、児童生徒一人一人の健康課題について本人や保護者等からの相談に丁寧に応じるとともに、必要に応じて病院等との連携を図るなど、きめ細かに対応してきており、道教委といたしましては、今後においても、化学物質過敏症を含め健康課題を有する児童生徒への対応が、各学校において適切に行われるよう、情報提供を充実するなどして、それぞれの学校において、子どもたちの健康状態の適切な把握と個々の実情に応じた配慮や対応が行われるよう子どもたちが安心して学べる環境づくりに取り組む。 9. (学校教育部長) 道立図書館では現在、約120万冊の図書をはじめ、ビデオテープはもとより、マイクロフィルムや16ミリフィルム、新聞・雑誌や古文書など、多様な資料を保存していることから、資料媒体の特性に応じた最適な保存のあり方や各所蔵資料のデジタルファイル化の優先順位等について検討を進めている。道民の皆さまの貴重な財産である、所蔵資料が将来にわたって広く利活用していただけるよう計画的にデジタルファイル化に取り組むなど、資料の適切な保存・活用にしっかりと取り組んでいく。
---	--